

# 答 申 書

(答申第31号)

令和6年5月13日

福井市情報公開審査会

## 答 申

(第31号)

### 第1 審査会の結論

審査請求人が行った「令和5年度監査委員会議記録（住民監査請求（令和5年6月22日監査第73号）について 監査結果協議）」（以下「本件文書1」という。）及び「令和5年度監査委員会議記録（令和4年度公営企業会計決算審査意見書の審議）」（以下「本件文書2」という。）の情報公開請求に対し、福井市監査委員（以下「実施機関」という。）がそれぞれ行った一部開示決定は、これらを取り消し、改めて開示不開示の決定をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

実施機関が、令和5年10月4日付け監査第111号で審査請求人に対してそれぞれ行った公文書一部開示決定処分について、これらを取り消し、本件公文書の全部開示をするとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書及び福井市情報公開審査会（以下「審査会」という。）で行った口頭による意見の陳述において主張する審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 監査委員は、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員から選任されている。住民監査請求における会議及び公営企業会計決算審査意見書に係る会議において自らの意見を述べ、結論を得ることは公的で責任ある行為であり、監査委員の発言は、堂々と公開されるべきである。
- (2) 福井市の第八次総合計画審議会の会議録、専門部会 第3部会（第1回）の場合は、司会・事務局・部会長・副部会長・委員の発言が記録され公表されている。福井市議会議員の場合は、定例会、常任委員会、予算特別委員会などすべての議会や委員会での発言内容は議事録に記録されホームページに公表されている。監査委員の会議も同様ではないかと考える。
- (3) 弁明書において「発言者及び発言内容について開示することは、監査委員の自由な発言が阻害されることによる会議の硬直化が懸念され、率直な意見の交換及び監査事務の適正な遂行を損なうおそれがある」とあるが、このことは全く理解できない。これが事実であるなら、市議会の定例会や委員会における議

員の発言を開示することにおいても同様のことが懸念されるはずである。しかし、審査請求人は9年間、議員として率直に発言してきたが、一度も、自由な発言が阻害されることによる会議の硬直化や、率直な意見の交換及び議員としての仕事の適正な遂行が損なわれたことはない。上記のように主張するのであれば、懸念やおそれについて具体的に説明すべきである。

- (4) 福井市情報公開制度の手引きによると、福井市情報公開条例（平成8年福井市条例第29号。以下「条例」という。）第7条第4号（意思形成過程情報）に該当する情報として、①予算見積書及び関係資料、②都市計画の策定に係る事前協議書及び関係資料、③内部検討段階での試案・試算等、検討課題・問題点等として内部で検討された事項・その検討経過等に関する情報、と記述されている。今回開示請求している会議録はこれらには該当しない。
- (5) 弁明書において「合議による決定に至るまでの監査委員個々の意見を集約する役割を担っている代表監査委員の発言内容が会議の内容を知るには十分なもの」とあるが、監査委員はそれぞれ独任制の機関であり、監査委員一人ひとりの発言が公的で責任があることから、代表監査委員の発言内容が会議の内容を知るには十分なものとの主張はあり得ない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

#### 1 事実関係の経過について

- (1) 令和5年9月29日、審査請求人は条例第5条第1項の規定に基づき、福井市監査委員に対し本件文書1及び本件文書2の情報公開請求を行った。
- (2) 令和5年10月4日、福井市監査委員は対象公文書が条例第7条第4号に規定する不開示情報（意思形成過程情報）を含むものとして、同日付け監査第111号により公文書一部開示決定を行った。
- (3) 令和5年10月24日、審査請求人は本件文書1及び本件文書2に係る(2)の公文書一部開示決定を不服として、条例第17条の2の規定に基づき、福井市監査委員に対し審査請求書を提出した。

#### 2 一部開示決定の理由について

実施機関が、弁明書及び審査会での意見陳述において述べている説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 監査委員制度では、監査委員は独任制の機関として構成されているが、監査の慎重な実施を期するとともに監査の社会的信頼を確保するため、監査結果の報告又は意見の決定については合議によりなされている。

本件処分に係る公文書開示請求の対象である住民監査請求監査会議記録及び公営企業会計決算審査意見書に係る会議記録には、いずれも監査委員会(以下「会議」という。)において合議による決定に至るまでの監査委員個々の意見が記載されており、発言者及び発言内容について開示することは、監査委員の自由な発言が阻害されることによる会議の硬直化が懸念され、率直な意見の交換及び監査事務の適正な遂行を損なうおそれがあると認められ、開示することによる不利益が大きいと判断する。

したがって、発言者及び発言内容については、条例第7条第4号の規定に照らし、不開示とすることが適当である。

しかし、情報公開制度の趣旨に鑑み、会議内容をできる限り知らせるため、各監査委員の発言を踏まえ会議を進行し、合議による決定に至るまでの監査委員個々の意見を集約する役割を担っている代表監査委員の発言内容が会議の内容を知るには十分なものとして、その発言部分を開示することとしたものである。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 一部開示決定の妥当性について

実施機関は、本件文書1及び本件文書2に係る公文書一部開示決定において、不開示理由として条例第7条第4号の意思形成過程情報に該当する旨主張する。

そして、これを開示することにより、監査委員の自由な発言が阻害されることによる会議の硬直化が懸念され、率直な意見の交換及び監査事務の適正な遂行を損なうおそれがあることから不開示となるどころ、情報公開制度の趣旨に鑑みて、会議内容をできる限り知らせるため、会議の進行と意見の集約を担う代表監査委員の発言内容が会議の内容を知るには十分なものとして、代表監査委員及び監査事務局の発言部分を開示したと主張している。

しかし、不開示情報について定めた条例第7条第4号によれば不開示となることを、条例第1条に定められている「知る権利を尊重」という条例の目的に配慮することをもって、実施機関が会議内容をできる限り知らせるために代表監査委員及び監査事務局の発言のみを開示することは、条例に定められた不開示理由を厳密に検討した結果としての判断がされているとは言えない。

また、各監査委員の発言を踏まえ会議を進行し、合議による決定に至るまでの監査委員個々の意見を集約する役割を担っている代表監査委員の発言部分を開示したとしているが、そのなかには代表監査委員の個人としての発言も含まれている。このことは、不開示理由として「発言者及び発言内容について開示すること

は、監査委員の自由な発言が阻害されることによる会議の硬直化が懸念され、率直な意見の交換及び監査事務の適正な遂行を損なうおそれがあると認められ、開示することによる不利益が大きいと判断する」ことと矛盾しており、そのような判断による一部開示の決定は、相当性を欠くものというべきである。

## 2 結論

以上のことから、当審議会は、実施機関が行った本件公文書一部開示決定処分について、本件文書1及び本件文書2のいずれの文書においても、条例に基づく判断がなされたとは言いがたい状況であることから、改めて開示不開示の決定をすべきものと考え、当審査会は頭書結論に至ったものである。

令和6年5月13日

福井市情報公開審査会

会長 紅 谷 崇 文

【審 査 会 の 経 過】

年月日	審査の経過
令和5年11月28日	諮問書受理（実施機関 福井市監査委員）
令和6年 3月18日	第1回目審査会 （審査請求人及び実施機関意見陳述、審議）
令和6年 4月19日	第2回目審査会（答申案検討）
令和6年 5月13日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏 名	現 職	備 考
紅 谷 崇 文	弁護士	会長
池 田 岳 史	福井工業大学教授	会長職務代理者
岩 本 好 文	行政経験者	
島 川 由美子	福井男女共同参画ネットワーク理事	
坪 川 貞 子	社会保険労務士	